

薩摩川内市公告第150号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を策定したので、同条第8項の規定により公告する。

令和7年3月31日

薩摩川内市長 田 中 良 二



記

地域計画を策定した地域 28地域

- (1) 川内地域 : 湯田・西方、陽成、城上・吉川、水引、八幡、
高江・宮里、平佐東、永利、隈之城
- (2) 樋脇地域 : 市比野、樋脇、倉野、藤本
- (3) 入来地域 : 副田、清色、朝陽、大馬越
- (4) 東郷地域 : 斧刈、南瀬、山田、鳥丸、藤川
- (5) 祁答院地域 : 黒木、上手、大村、轟、蘭牟田
- (6) 甕島地域 : 甕島